

諮問日：平成30年12月3日（平成30年度（情）諮問第22号）

答申日：令和元年5月24日（令和元年度（情）答申第5号）

件名：岐阜地方裁判所が特定の裁判官の懲戒申立てを行った際の文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

岐阜地方裁判所において特定の裁判官の懲戒申立てを行った際に作成し、又は取得した文書の開示の申出に対し、岐阜地方裁判所長が、「岐阜地方、家庭裁判所裁判官会議議事録（日時 平成30年6月12日（金）午後3時20分）」の抜粋部分（以下「本件対象文書」という。）に係る情報の一部を提供した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、岐阜地方裁判所長が平成30年10月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分のうち署名及び押印は、法5条1号に規定する個人識別情報である。

本件不開示部分のうちその余の部分は、分限裁判の申立てにあたって提出された報告書の具体的な内容であり、これを明らかにすると、今後、人事上の措

置を検討する事案において正確な事実関係を確認することができず、適切な人事上の措置を検討することができないなど公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。また、分限裁判は非公開手続で行われるにもかかわらず、その手続で提出された証拠内容が明らかになると、分限裁判の当事者において、関係者からの協力が得られず事実関係の調査が困難になるなどして、必要かつ十分な証拠が分限裁判に提出されなくなり、裁判所が行う今後の分限裁判の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年12月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年3月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年4月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は裁判官会議議事録の抜粋部分であり、本件不開示部分は、議事録作成者及び議長の署名及び押印並びに特定の裁判官に対する懲戒申立書に添付された報告書の作成月日及び報告内容を記載した部分であることが認められる。

本件不開示部分のうち署名及び押印については、法5条1号に規定する個人情報情報と認められる。

次に、本件不開示部分のうちその余の部分については、その記載内容に照らして検討すれば、これらの部分が明らかになると、人事上の措置を検討する事案において正確な事実関係を確認することができず、適切な人事上の措置を検討することができないなど公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、また、分限裁判の当事者において事実関係の調査が困難になるなどして、分限裁判の裁判手続において必要かつ十分な証拠が提出されなくなり、分限裁

判の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人